

# 金山町除雪費支給事業について

高齢者や障がい者等で、自力で除雪できない方に対し、除雪及び雪下ろしにかかわる作業の person 費の一部を町が負担します。

## ▼対象者

住民税非課税世帯又は均等割のみ課税の世帯で、下記のいずれかに該当する方

- 65歳以上で病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦
- 心身障がい者で病弱な方
- 前述と同程度と認められる方

※同居のご家族で除雪できる方がいる場合や、親族（三親等以内）の方から除雪の支援が受けられる場合は対象外となります。

## ▼助成内容

上限 108,000円（住宅の雪おろしや間口除雪に係るもの）

住民税非課税世帯 経費の9割（最大で97,200円）を支給

均等割のみ課税世帯 経費の7割（最大で75,600円）を支給

## ▼申請方法

申請に必要なもの

- 申請書（健康福祉課窓口にあります。）
- 除雪にかかわる領収書もしくは請求書
- 通帳（申請者名義のもの）

※振込先の口座名義と番号を確認します。

※申し出があれば町から直接業者等に振込をし、残りを本人から業者へ支払うことも可としております。支払い方法について相談がある方は、事前にご連絡をお願いします。



【お問い合わせ】  
役場健康福祉課 福祉係 ☎ 29-5613

